

## 武藏小杉東口駅前広場の武藏小杉駅第3指定喫煙場所を 12月17日に移設します

武藏小杉駅東口駅前広場の指定喫煙場所（平成26年3月設置）につきましては、煙の拡散を防ぐ形状への改修や、喫煙場所が車道に近接していることによる安全性の確保など、市民の方から様々な御意見をいただきしておりました。

こうした状況を改善するため、厚生労働省から示された「屋外分煙施設における技術的留意事項」に基づく、煙の拡散軽減等に配慮したパーテイション型の喫煙場所となるよう移設、改修します。

改修にあたり、日本たばこ産業株式会社（JT）から設備の設置について協力をいただき、供用開始後は本市が運営します。

### 1 施設名 武藏小杉駅第3指定喫煙場所

### 2 施設の概要

喫煙スペース全体をパーテイションで囲み、パーテイション上部に傾斜をつけた屋根を増設することで、高さが前方2.5メートル、後方3.2メートルになります。また出入口をクランク形状にすることで、周辺への煙の拡散を防止します。

3 工事開始日：令和7年12月1日（月）

4 供用開始日：令和7年12月17日（水）

（現行の指定喫煙場所は、令和7年12月17日に撤去します。）



【参考】厚生労働省の屋外分煙施設における技術的留意事項とは  
受動喫煙対策として、屋外に分煙施設を設置する場合に講じるべき適切な措置

#### ■ パーティション型の場合

- ・壁は一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
- ・出入口は方向転換のためのクランクがあること
- ・四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること

#### 【問合せ先】

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 山根  
電話 044-200-2354